

業務指示書

アフリカ地域サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化 イニシアティブ 情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月7日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 横田 容子 Makita, Yoko. 2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月12日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：砂漠化対処

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/援助協調）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：援助協調に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：サヘル地域（セネガル、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア）、アフリカの角地域（ケニア、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ソマリア、南スーダン、スーダン）及びアフリカ地域での業務の経験

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付：英語）

【業務従事者：担当分野 砂漠化対処】

1) 類似業務の経験：砂漠化対処に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：サヘル地域（セネガル、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア）、アフリカの角地域（ケニア、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ソマリア、南スーダン、スーダン）及びアフリカ地域での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 広報/業務調整】

- 1) 類似業務の経験：広報/業務調整
- 2) 対象国又は同類似地域：サヘル地域（セネガル、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア）、アフリカの角地域（ケニア、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ソマリア、南スーダン、スーダン）及びアフリカ地域での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省府統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.097780 円 , XOF1 = 0.185930, US\$1 = 111.313000 円 , EUR1 = 121.453000 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/援助協調
砂漠化対処
広報/業務調整

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月5日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

アフリカ地域サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ 情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 |
|---|-------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 12.00 |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 |
| (4) その他(実施設計・施工監理体制) | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small> | (30.00) |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/援助協調 | (30.00) () |
| ア) 類似業務の経験 | 12.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 |
| ウ) 語学力 | 5.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 6.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 |
| ②副業務主任者 | (-) () |
| カ) 類似業務の経験 | — |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | — |
| ク) 語学力 | — |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | — |
| コ) その他学位、資格等 | — |
| ③体制、プレゼンテーション | () () |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | |
| シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません) | — |
| (2) 業務従事者の経験・能力：砂漠化対処 | (15.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 3.00 |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 |
| (3) 業務従事者の経験・能力：広報/業務調整 | (15.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 3.00 |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () |
| ア) 類似業務の経験 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | |
| ウ) 語学力 | |
| エ) その他学位、資格等 | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () |
| ア) 類似業務の経験 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | |
| ウ) 語学力 | |
| エ) その他学位、資格等 | |
| 総合評点 | [100.00] |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

サブサハラ地域では、貧困、内戦、紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズ等、開発課題は山積し、当該地域の持続可能かつ強靭な成長なくしては、2030 アジェンダの達成、誰も取り残されない世界の実現は困難である。砂漠化対処条約（UNCCD）の報告によれば、アフリカ全体で 50%以上の土地が土壤劣化の問題を抱えていると同時に、過去 3 年間に世界で発生した 10 件の最も深刻な干ばつ被害のうち、7 件はサブサハラアフリカにて発生しているとされる。サブサハラアフリカ諸国を含む開発途上国では、貧しい人々の多くが自然資源に頼って生活しており、貧しさゆえに過度に資源を使用してしまい、資源が枯渇し、さらに貧困が進むという負の連鎖に陥っている。

また、近年の気候変動は干ばつや砂漠化をより深刻な状態にさせているとされ、さらに、砂漠化自体が気候変動に影響を与えていたとも言われている。砂漠化の被害を受けやすいサブサハラアフリカ地域は、気候変動に特に脆弱であるとされ、砂漠化への適切な対処は、気候変動による脅威やリスクに対する強靭性を高め、当該地域が持続的に成長するために必須である。さらに、中長期的な観点からは、当該地域、特にサヘルやアフリカの角地域の貧困問題は、難民問題やテロ等、より大きなリスクにつながる恐れがあるとも考えられる。このような当該地域を取り巻く厳しい状況の一方、大規模な干ばつ被害時以外には国際社会の関心は必ずしも高いとは言えず、これらの地域への資金動員も十分でないという現状にある。さらに、当該国国内においても、砂漠化や環境問題に対する関心は十分と言えず、各国民政府内において砂漠化対処への取組の優先度が低いことも課題である。また、脆弱なガバナンスやキャパシティの不足により、砂漠化対策が実情に応じていない形で実施されたり、十分な事業のフォローがなされていない事例も散見される。

これらの背景を踏まえ、JICA は、2015 年 10 月にトルコ・アンカラで開催された UNCCD 第 12 回締約国会議（COP12）において、「サブサハラアフリカにおける気候変動・干ばつへのレジリエンス（強靭性）強化のためのアフリカン・イニシアティブ～TICAD VI に向けて～」と題したサイドイベントを開催した。本イベントにおいて、JICA は、サブサハラアフリカ乾燥・半乾燥地における事業を紹介するとともに、同地域におけるレジリエンス強化に向けた 3 つの課題として、知識の共有、資金調達、人的資源開発を提示し、当該分野の関係者の能力強化を通じた効果的かつ持続可能な事業の普及展開、ひいては国家やコミュニティのレジリエンス強化への貢献を目指す旨発表した。これを受け、2016 年 7 月にアフリカの角地域の国々や国際機関等からの参加の下、TICAD VI 準備会合をナイロビで実施し、レジリエンス強化に向けたイニシアティブの目指す成果や内容について基本的な枠組みに合意した。これを踏まえ、2016 年 8 月の TICAD VI において「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（以下、「イニシアティブ」）」を正式に立ち上げ、JICA を含む共催国・機関

4者で成果文書に署名を行い、イニシアティブの基本的枠組みに合意した。本イニシアティブについては、JICA 地球環境部が事務局を務めることとなった。

本イニシアティブについては、2017年2月にケニアでアフリカの角地域におけるイニシアティブの基本計画を策定する地域会合を実施し、また、2017年3月にはセネガルでサヘル地域のキックオフ会合を実施した。

今後、合意したイニシアティブの内容に基づき、知識の共有、資金調達、人的資源開発に資するセミナーや調査等を実施していく予定である。

2. イニシアティブの概要

(1) 目的

サヘル・アフリカの角地域の砂漠化対処を促進することにより、気候変動に対するレジリエンス強化に貢献するとともに、砂漠化に関する国際社会の関心を高める。また、本イニシアティブを通じ、我が国及び JICA の当該地域・分野支援のプレゼンスを向上させる。

(2) 期待する成果

イニシアティブ参加国・機関（他ドナー・国際機関を含む）の間でネットワークを構築し、当該地域の砂漠化対処に係る取組やグッド・プラクティスに関する知識共有を促進するとともに、サヘル・アフリカの角各国が利用可能な開発資金へのアクセス向上を支援する。

(3) 主な活動

①サヘル及びアフリカの角各地域でのワークショップ、研修、セミナー等

②国際会議（TICAD や UNCCD の COP 含む）におけるハイレベルイベント

③ネットワーク化、知識共有、資金へのアクセス改善に資するツール（例：ウェブサイト等）の構築等

*上記活動のうち、アフリカの角及びサヘルの各地域で行うワークショップ等の活動は主に以下のイニシアティブに関連するケニア及びセネガルにおける JICA の下記技術協力プロジェクトに含まれる域内協力のコンポーネントの一部として行う。両地域にまたがる活動もしくは両地域合同で行う会合やイベント及びイニシアティブ全体の調整は、JICA 本部（地球環境部）が主導して実施する。いずれの活動も関連機関との共同実施や協調を目指す。

-ケニア 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (CADEP) (2016-2021 年、長期専門家 3 名派遣中)

-セネガル 食料安全保障とレジリエンスのガバナンスにかかる能力向上プロジェクト (準備中、2017 年から 5 年間 (予定))

* 本イニシアティブに関する 2016 年～2018 年の主な会合・イベント予定

2016 年

- 7 月： TICAD VI におけるイニシアティブ立ち上げのための準備会合（ケニア・ナイロビ、3 日間）（終了）
8 月： TICAD VI サイドイベント（ケニア・ナイロビ、半日）において本イニシアティブを正式立ち上げ（終了）

2017 年

- 2 月：イニシアティブ アフリカの角地域会合（ケニア・ナイロビ、3 日間） * ケニア CADEP 主導（終了）
3 月：イニシアティブ サヘル地域キックオフ会合（セネガル・ダカール、3 日間） * JICA 地球環境部/JICA セネガル事務所主導（終了）
6 月：アフリカの角地域環境大臣会合 * ケニア環境省主導、JICA 共催
9 月：UNCCD COP13（中国・オルドス）における UNCCD 等との共催ハイレベル・サイドイベント、環境省との共催サイドイベント（予定）、イニシアティブ臨時会合（予定） * JICA 地球環境部主導
9 月：アフリカの角地域 技術会合/開発資金へのアクセス向上研修（ケニア・ナイロビ 3 日間程度） * ケニア CADEP 主導
11 月：課題別研修「サブサハラアフリカ 気候変動に対するレジリエンス強化のための砂漠化対処」 * JICA 地球環境部/JICA 筑波主導（※本研修は別途委託予定であり、本契約には含めない）

2018 年

- 9 月（予定）：アフリカの角地域 技術会合/開発資金へのアクセス向上研修（ケニア・ナイロビ 3 日間程度） * ケニア CADEP 主導
後半： サヘル地域ワークショップ（未定） * セネガル新規案件主導
※ 活動の追加や見直しの可能性あり。

（参考） イニシアティブ実施機関のスケジュール大枠

| African Initiative for Combating Desertification to Strengthen Resilience to Climate Change In the Sahel and Horn of Africa | | | | | | | |
|---|--|---|---------------------|------------------------------------|---------------------|-------------------|--------------|
| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
| Int'l Events | ▲Aug TICAD VI / Initiative-Launch | ▲Sep UNCCD COP13-Ordos | | ▲TICAD VII (JPN) ▲ UNCCD COP14? | | ▲ UNCCD COP15? | ▲TICAD VIII? |
| Regional Activities - HoA | ▲Jul Preparatory meeting-Nairobi ▲Sep Technical meeting-Nairobi | ▲Feb Kick-off meeting-Nairobi ▲Jun Env. Ministerial Meeting-Nairobi | ▲ Technical Meeting | ▲ Technical Meeting | ▲ Technical Meeting | ▲ Wrap-up Seminar | |
| Regional Activities - Sahel | | ▲Mar Kick-off meeting-Dakar | ▲ Technical Meeting | ▲ Technical Meeting | ▲ Technical Meeting | ▲ Wrap-up Seminar | |
| Training Course in Japan | | ▲Nov 1st Training Course | ▲2nd Course | ▲ 3rd Course | | | |
| Supporting country's efforts | | - Seeking external funds for combating desertification in the countries (GEF, GCF etc..) - Implementation - Knowledge-Sharing through UNCCD Market Place / Kenya Forest Research Institute System etc.. | | | | | |
| Networking / Publicity | Initiative web-site / SNSs / Others | | | | | | |

(4) 期間： 2016年8月～2022年（約5.5年間）

※ このうち、本業務は、本イニシアティブの全体期間の前半2年間（契約時～2019年6月）を対象とする（契約期間は契約手続きに要する期間を勘案し2019年7月まで）。

（5）対象地域・国

サヘル地域（セネガル（*）、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア）及びアフリカの角地域（ケニア（*）、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ソマリア、南スудان、スー丹）

（*）共催（拠点）国

（6）共催国・機関

ケニア 環境自然資源省、セネガル 国家食糧安全保障評議会、JICA、国連砂漠化対処条約（UNCCD）

（7）パートナー機関

国際連合食糧農業機関（FAO）、地球環境ファシリティ（GEF）、サヘル諸国旱魃対策委員会（CILSS） ※（今後、パートナー機関を拡大予定）

（8）事務局 JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ

3. 業務の範囲

本業務は TICAD VI にて立ち上げられた「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」において JICA 地球環境部が務める事務局がより効果的及び効率的に事業を行っていく上で必要な情報の収集・分析、それらを踏まえた提言や、事務局運営上必要な業務の一部の支援を行うものである。なお、本業務

は、5.5年間を予定している本イニシアティブの前半2年間（契約時～2019年6月）を対象とする。

コンサルタントは「2.イニシアティブの概要」に記載された目的等を達成するため、「4.業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「5.本業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「6.成果品等」に示す報告書を作成し、JICAに提出する。

なお、打合せを目的とした、連携可能性のある国際機関が所在する都市等への渡航も可とするが、テレビ・電話会議も活用し、効果的な事業実施を計画すること。また、これらの協議には、JICA 地球環境部等からも出張含め参加する場合があるため、その場合には、日程調整が必要となることに留意すること。

4. 業務実施上の留意事項

（1）本イニシアティブにおける JICA 地球環境部、関連プロジェクト、共催機関等との役割とコンサルタントの関係

JICA は、4 共催国・機関のうち、本イニシアティブの実質的な主導機関であり、他共催機関と連携しつつ、本イニシアティブにおける意思決定等を行うと同時に、この運営を行う事務局業務を担う。事務局は、JICA 地球環境部内に設置し、関係する JICA 在外事務所とも連携しつつ、主に担当職員 2 名が実務にあたる。

本事務局の主な業務は、イニシアティブ運営に関する全体調整（予算管理含む）、関係機関との調整・連携、国際会議等におけるイベント等の企画・実施、広報・発信等である。コンサルタントは、これらの活動に関する業務の支援を行う（詳細は、「5. 本業務の内容」に記載）。

一方で、上記 2. (3) にも記載のとおり、本イニシアティブの活動のうち、アフリカの角及びサヘル地域それぞれにおける域内の活動については、基本的には関連する技術協力の地域協力コンポーネントで実施する。具体的には、上記 2. (3) ③に記載のプロジェクトで実施することとしている。そのため、コンサルタントがこれら各地域におけるプロジェクト活動そのものを実施することは想定されていないが、JICA 地球環境部が務める事務局は、両地域における活動をフォローし、それらの活動とイニシアティブ全体の方針や方向性との整合性維持や、両地域を有効に連携させるための業務を行うため、コンサルタントもこれらの関連プロジェクトと連絡・調整しつつ、各地域における活動が円滑に実施されるよう情報提供や支援を行う。

（2）情報発信に関する JICA への確認

情報発信に関し、事前に案を作成し、JICA の確認を得た後に発信すること。

5. 本業務の内容

(1) 砂漠化対処に関する我が国・JICAの支援に関する情報の収集・整理・分析

- ア これまでに我が国・JICAが実施した砂漠化対処に関する事業の概要や成果品（マニュアル等）、その他活用可能な成果を収集、整理、分析してとりまとめる。（本契約期間において20案件程度（1案件につきA42~3ページ目安）のとりまとめを想定する。）
- イ アで取りまとめた情報を下記(8)に記載する本イニシアティブで構築するウェブサイト上に掲載する。
- ウ アで取りまとめた情報を、以下の外部サイトにも掲載されるよう、UNCCD等関係機関と調整を行う。なお、UNCCDからは、下記のウェブサイトに当該情報を掲載することの内諾を得ているが、UNCCD等との調整においてJICAが対応すべき事態が発生した場合には、JICAが当該部分の調整を行う。

- UNCCD Knowledge Hub
<http://knowledge.unccd.int/search?f%5b0%5d=type%3Akss&text=%23map0>
- UNCCD Capacity Building Marketplace
- <http://www.unccd.int/en/programmes/Capacity-building/CBW/Pages/default.aspx> World Overview of Conservation Approaches and Technologies (WOCAT)
<https://www.wocat.net/en/sitefunctions/login.html>

(2) イニシアティブにおける開発パートナーとの連携策の整理・分析

- ア 本イニシアティブの共同実施者となっているUNCCD、パートナー機関であるFAO、GEF、CILSS、及びこれまでイニシアティブへの参加に関心を示している国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国際乾燥地農業研究センター（ICARDA）、JICAが連携実施中のアフリカ地域持続可能な開発センター（SDGC/A）について、これら機関が当該分野で実施中のイニシアティブやプログラムの概要を整理し、可能な連携分野を分析し取りまとめる（1機関につき概要A4で1~2ページ程度目安）。なお、下記（3）に記載のとおり、パートナー機関は、本イニシアティブ対象各国が作成した行動計画に対する支援計画を策定予定である。これらの支援計画の進捗を調査し、適宜概要に反映させる。この際、必要に応じて、これらの機関との協議を行う（必要であれば、当該機関所在地への出張も認める）。
- イ 今後本イニシアティブを効果的に推進していく上で連携可能と思われる国際機関や他ドナーを特定し（5機関程度）、これら機関についても同様の調査、取りまとめを行う。その際、必要に応じて、これらの機関との協議を行う（必要があれば、当該機関所在地への出張も認める）。

(3) 外部資金を活用したイニシアティブにおける対象国の支援の方策に関する検討と

提案

ア 2017年2~3月に実施した地域会合において対象各国が策定した知識共有・ネットワーク化・資金へのアクセスに関する行動計画（Action Plan）の実施促進及び行動計画に基づく事業実施のため、外部資金への応募資格のある国際機関等と連携して外部基金を通じた支援策について検討を行い、同基金の応募書類の項目に沿ったコンセプトや案件枠組みをまとめる。提案を行う外部資金のプロポーザルは5件程度を想定する。

可能性のある基金としては、現在のところ、緑の気候基金（GCF）や地球環境ファシリティ（GEF）（The Medium Sized Project (MSP)、Least Developed Countries Fund (LDCF)、Adaptation Fund (AF) 等）、UNCCDの土地劣化中立性基金（LDN: Land Degradation Neutrality Fund）などを想定しているが、これら以外にも本イニシアティブの趣旨に合う外部資金（我が国拠出の基金を含む）があれば提案すること。

なお、GEFやGCFの場合、実際の提案書の作成や調整は、外部資金への応募資格のある国際機関等が主に行うことを見定している。このため、本提案のとりまとめに際しては、当該国際機関等と連絡・調整しつつ実施すること。

また、近年、GEFやGCFにおいては、案件のスケールアップや、国毎ではなく地域毎の提案が期待されており、また、本イニシアティブで可能な限り対象国に均等な機会を提供するために、外部資金への提案においては、対象複数国を含む地域支援プロポーザルを検討し、JICAに提案すること。

(4) 対象国における砂漠化対処に関する小規模活動支援検討と実施支援

ア 上記（3）に記載した行動計画に関連し、対象国における砂漠化対処を促進するための小規模な活動（本イニシアティブ推進のためのネットワークの活性化や活動計画の深化、グッド・プラクティス共有などを目的としたセミナーの開催等、1か国あたり100万円以下の規模を想定）の支援を検討・実施する。なお、支援する国は、5か国程度を想定する。

本業務に関しては、現地再委託（例えば、ケニアやセネガルにおけるローカルコンサルタント傭上による、近隣国での事業委託）を認める。なお、ケニアやセネガルの業者に現地再委託を行う場合、2.（3）に記載の各プロジェクトが同意する範囲において、一部の再委託業務に関する支援を各プロジェクトに依頼することも可とする。

（注）上記（3）に記載のとおり、対象国の行動計画支援については外部資金を活用したものを想定しているが、対象国のうち、特定の外部資金の対象国にならない国等が存在することが想定される。また、外部資金を活用した支援は、外部資金獲得までのプロセスに時間を要すことも考えられるため、こうした点をカバーするため、本業務において小規模な支援を行うものである。なお、ケニア及びセネガルは、2.（3）に記載の技術協力プロ

- ジェクトを通じた支援が可能であるため、本項目における支援対象国とはしない。
- イ 安全等の理由から現地における支援が困難な国がある場合、現地での活動に代わる代替支援策（周辺国における研修等）を検討・実施する
- ウ ア、イで検討し、実施された支援について、活動成果を取りまとめる。

(5)砂漠化対処の観点からの関連プロジェクトの開発効果の分析と地域協力促進に向けた提言

- 上記2.(3)に記載のケニア、セネガルのプロジェクトに関し、下記の活動を行う。
- ①プロジェクトが実施する関係機関とのネットワーク構築、知識共有、資金へのアクセス改善にかかる活動をレビューし、効果を分析した上で、事業効果向上のための提言を取りまとめる。なお、プロジェクトにおけるイニシアティブ関連の活動は、2017年に開催された地域会合において作成された Terms of Reference (TOR) に基づいて行われる。
- ②プロジェクトが実施する年1~2回のイニシアティブ関連会合へ出席し、援助協調及び砂漠化対処の専門的観点からの助言や提案等を行う。専門的観点には、当該地域の砂漠化・土地劣化・干ばつ対処といった開発課題に加え、砂漠化等対処における環境や社会経済的保護措置（セーフガード措置）や住民との関わりなども含み、総合的な観点から助言、提案を行うこと。なお、アフリカの角地域の会合はナイロビ、サヘル地域の会合はダカールで行われることが多いが、その他の国（エチオピア等）で開催される可能性もある。
- ③CADEPでは、アフリカの角諸国のグッド・プラクティスを収集し（各國がグッド・プラクティスを共有する）、C/P機関であるケニア森林研究所（KEFRI）のナレッジ・マネージメントシステムに蓄積した上で、UNCCD等が持つ類似システムとの連携を予定している。この知見共有の実施方法、仕組み等に対して助言を行う。
- ④サヘル地域においても、対象国のグッド・プラクティスを収集する予定であるも、具体的な情報の収集、データの蓄積方法に関しては、未定である。そのため、本業務においてセネガルで実施するプロジェクトに対し、CILSSが有するシステムを活用する等、データの収集・蓄積・発信方法に関する助言を行う。

(6) 課題別研修の支援

- ア 2017~2019年度に、本イニシアティブに関連した課題別研修：「サブサハラアフリカ 気候変動に対するレジリエンス強化のための砂漠化対処」（毎年1回11月頃に2週間程度、JICA筑波で実施）を実施予定である。課題別研修については別途委託予定であるが、本コンサルタントは課題別研修に関する打合せに参加し、プログラムへの助言やリソースパーソンの紹介を行うとともに、対象者の選定支援を行う。
- イ 研修プログラムの一部（本イニシアティブの紹介、研修員によるカントリーレポート

トやアクションプラン発表等）に参加し、イニシアティブの方針、概要説明を行うとともに、研修員の発表に対する専門的見地に基づいた助言を行う。

ウ 研修終了後に、次期研修に向けての改善提案（A4で2ページ程度）を行う。

（7）国際イベントの開催支援

ア UNCCD COP13（2017年9月・中国 オルドス）において本イニシアティブに関するハイレベルイベント（閣僚級の出席を含む）の実施支援を行う。本イベントは、JICAを含むイニシアティブの共催国／共催機関による共催とし、時間は90分程度、各国からCOPに参加する者を登壇者・参加者（100名規模）として想定する。閣僚級の出席に対するプロトコル等は、基本的に当該機関による対応を想定しており、コンサルタントは必要に応じてJICAの指示のもと、これへの支援を行う。COP参加者の経費は各国負担とするが、本業務により、イニシアティブ対象国から合計5名程度の招へいを行う。本イベントの開催に関する具体的業務は以下のとおり。

- ① JICAが作成するイベントの企画案を踏まえ、ロジスティックスに関する計画案（スケジュール案、登壇者案、招へい者案等）を作成する。
 - ② イベントの実施に向けて共催国／共催機関、登壇者、招聘者、イベント担当者等との連絡・調整を行う。
 - ③ 本業務において招へいする各国からの参加者の招へい手続（参加登録、航空券手配、宿泊手配、発表資料に関する調整等）を行うとともに経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、開催に関する諸経費等）の支払を行う（見積書には600万円（100万円×5人分+開催諸経費100万円）を計上すること）。
 - ④ JICAや他の共催者と協力の上、イベントの運営補助（資料の準備や当日のロジ支援等）を行う。
 - ⑤ イベント概要及び実施報告（和・英・仏、A4 2~3ページ程度、写真含む）を作成する。本資料作成においては広報における活用を想定して内容・体裁を整えること。
- イ アに記載するサイドイベントの前後で、イニシアティブ関係者（途上国及びパートナー機関）による、イニシアティブの臨時会合（半日程度）の実施支援を行う。具体的業務は以下のとおり。
- ① 臨時会合のアジェンダ案を作成する。基本的には、それまでのイニシアティブの進捗を共有し、今後の進め方を協議することを目的とする。
 - ② イニシアティブ関係者の出席を得るべく、連絡・調整を行う。
 - ③ JICAや他の共催者と協力の上、臨時会合の運営補助（資料の準備や当日のロジ支援等）を行う。
 - ④ 会合報告（英・仏）を作成する（A4 2~3ページ程度）。
- ウ アに記載するサイドイベントの前後で開催予定の日本政府・JICA等が主催の砂漠化対処に関するサイドイベント（2時間前後）の主にロジ面の支援を行う。

(8) 広報・発信

- ア 本イニシアティブのウェブサイトを構築し、維持管理を行う。具体的な内容は以下のとおり。ウェブサイトのデザイン、維持管理については再委託を可とする。
- ① 言語は、英語を基本とし、トップページ1頁、下層ページ30頁程度（2年間）を想定。そのうち約半数について仏語ページを作成する。
 - ② 参考イメージは、「森から世界を変える REDD+ プラットフォーム」(<http://www.reddplus-platform.jp/>)。インターネット環境が悪い後発開発途上国でも参照可能なようにシンプルかつ軽いものとしつつ、ユーザーの関心を引き付けるデザインとする。
 - ③ イニシアティブの活動概要の作成・掲載（イニシアティブが実施する会合（年4回程度）ごとに作成・掲載）
 - ④ 砂漠化対処に関する記事の作成・掲載（月2回程度の更新を想定）
 - ⑤ 日本・JICAが過去に実施した砂漠化対処にかかる事業の情報や成果品の掲載（20案件程度）
 - ⑥ 砂漠化対処に係る他ドナー・国際機関等の関連リンク集の作成
- イ 関係者間のネットワーク・ツール（メーリングリストやウェブ掲示板等）をウェブサイト上に設置し、情報発信を行う。
- ウ 情報発信・共有のためのSNS等（facebookやTwitter等）の専用アカウントを2～3つ程度開設し、情報更新を行う。具体的な内容は以下のとおり。
- ① メーリングリストやSNS等での情報発信は合計月5回程度を想定。内容としては、イベント報告や本イニシアティブのウェブサイトの更新情報、本イニシアティブ外の砂漠化対処に関する記事や、本イニシアティブに関する機関や関係者の関連ポストのシェアなども含む。本業務においては、関係機関・国より情報収集するとともに、描き下ろしの記事を月1回以上作成する（記事はA4 1/3～半分程度の短いものも含む）。複数ある発信手段の基となる記事・原稿は同一のもので構わないが、媒体の性質を踏まえ、記事の簡略化や体裁の変更は行う。記事は英語及び仏語を併記することを基本とする。
 - ② SNS等の選定においては、発信のみならず、本イニシアティブの関係者も発信できる媒体を1つ以上選定する。関係者の発信内容については必ずしも返信（コメント）することは必要としないが、回答可能な問い合わせについては返信し、回答できないものについては、JICAに連絡する。
- エ 本イニシアティブのロゴの提案を行う（案を3～5パターン提案し、デザインの確定にあたってはJICAの合意を得る）。本業務については再委託を認める。
- オ 本イニシアティブのパンフレットを作成する。本業務については再委託を認める。

6. 成果品等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本業務における成果品は、ウの業務完了報告書とする。

ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約日から起算して 10 日以内

部 数：和文 1 部

(電子データ、簡易製本（ホッチキス止めでも可）)

イ 業務進捗報告書

記載事項：2018 年 6 月までに実施した業務内容、成果、課題、今後の計画等。この期間に作成した広報記事・資料、イベント報告等も別添する。

提出時期：2018 年 7 月

部 数：和文 1 部

(電子データ、簡易製本)

ウ 業務完了報告書

記載事項：契約期間内に実施した業務内容、成果、課題、提言。2018 年 7 月～2019 年 6 月までの期間に作成した広報記事・資料、イベント報告等も別添する。

提出時期：2019 年 7 月

部 数：和文 1 部、CD-R 3 部

(2) その他の報告書類

ア パンフレット（英・仏・日）

本イニシアティブの概要、事例を紹介するもの。A4 2～4 枚程度（写真含む）

提出時期：2017 年 8 月

部 数：英：100 部・電子データ、仏：100 部・電子データ、和文：電子データのみ

イ ロゴ

提出時期：2017 年 8 月

ウ 各種調査報告書

記載事項：調査内容、調査方法、調査結果

提出時期：各調査終了後1か月以内

部 数：英文・仏文にて作成し、電子データで提出

エ 業務従事月報(コンサルタント等契約の契約書共通仕様書第7条に基づく)

記載事項：・当月の進捗、翌月の計画及び当面の課題

・業務従事者の従事計画・実績表

提出時期：各月

部 数：和文1部

オ 協議・打合せ記録

提出時期：協議、打合せ後隨時

部 数：和文にて電子データで提出

カ 収集資料リスト

提出時期：業務終了時

部 数：1部

(3) 報告書の印刷仕様/電子化仕様

先方に提出する各種報告書については、現場で使いやすい印刷仕様を提案し、機構と協議して仕様を決定する。

報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3. 業務実施上の条件

1. 業務工程

契約期間は2017年7月から2019年7月までとする。

業務工程の全体像を以下に示す。

| | 2017年 | | | | | 2018年 | | | | | 2019年 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|----|----|----|-----|-------|-----|----|----|----|-------|----|----|----|----|---|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
| 1.ニシアフリカ全体 イベント・スケジュール・セネガル技術プログラム | | | | | | | | | | | | | | | | ▲9/10前後 URGCD COP13 サイドイベントニシアフリカセッション (約3日間) | | | | | | | | | | |
| イベント・アフリカ技術会議 (NAFEP) | | | | | | | | | | | | | | | | ▲11/19-12/2 課題別研修 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ▲アフリカの角技術大臣会議 (ナイロビ1日間) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ▲アフリカの角技術会議へのアクセス向上研修 (ナイロビ9日間) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ●プロジェクト開始? | | | | | | | | | | |
| (1)沙漠化対応情報収集等 (2)パートナー連携策整理等 (3)外部資金支援検討 (4)小規模資金支援検討 (5)国際イベント (6)技術プロへの提言 (7)問題別研修支援 (8)広報・発信 | | | | | | | | | | | | | | | | ●情報収集 ●危機(7件) ●パートナー一覧調査 (7種類) ●情報収集・取りまとめ、連携可能な機関 (5機関程度)との協議 ●情報収集・まとめ、必要な機関との協議・調整 (機関 針5件) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ●CPD準備・実施 ●角地域 ●フル地域 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ●打合せ・選定・参加・提言 ●ウェブ・ネットワーキング、NCSN連絡会議・更新・連絡管理 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ●ロゴ作成 ●パンフレット作成 (英→仏) | | | | | | | | | | |
| 成果物 | | | | | | | | | | | | | | | | ★2017年度業務報告書 ★業務完了報告書 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量目途 合計約 19.25MM

（2）業務従事者の構成

本調査には、下記の担当分野の団員及び担当内容を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／援助協調（2号）

イ 砂漠化対処（3号）

ウ 広報/業務調整（4号）

3. 海外渡航にかかる見積もり

現時点において関係機関との連携調整や小規模活動の支援等に係る海外渡航先・回数を厳密に決定することは困難であるため、見積書作成においては以下に基づき積算を行い、業務開始後に渡航先、回数の変更が生じた場合は、打合簿等にて変更手続きを行うこととする。

(1) 日本—ドイツ（ボン（UNCCD事務局所在地））往復3回

(2) 日本—イタリア（ローマ（FAO本部所在地））往復3回

(3) 日本—ケニア（ナイロビ（共催国））往復5回

(4) 日本—セネガル（ダカール（共催国））往復5回

(5) 日本—中国（オルドス（UNCCD COP開催地））往復3回

4. 相手国の便宜供与

情報収集への協力、会議への参加者選定などについては、相手国政府からの便宜供与はないが、必要なものがあれば JICA事務所を通じた調整依頼が可能。

5. 参考資料

(1) 公開資料

- ・TICAD サイドイベント開催報告

https://www.jica.go.jp/press/2016/ku57pq00001ufjon-att/20160830_15_j.pdf

- ・本イニシアティブに関連する「自然環境だより」

https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/ku57pq00001leyqb-att/201609.pdf

https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/ku57pq00001leyqb-att/201512.pdf

(2) 配布資料

- 1) 本イニシアティブ概要（和文）
- 2) 本イニシアティブリーフレット（英文）
- 3) 本イニシアティブ アフリカの角地域準備会合報告書（JICA 地球環境部作成、英語）
- 4) 本イニシアティブ アフリカの角地域準備会合報告書（ケニア環境省作成、英語）
- 5) TICAD サイドイベントで採択した成果文書（本イニシアティブ枠組、英文）
 - 6-1) アフリカの角地域会合 報告書（含む TOR）（ケニア環境省作成、英文）
 - 6-2) アフリカの角地域 TOR 最終ドラフト（英文）
- 7-1) サヘル地域会合 概要（JICA 作成、和文）、TOR（英文）
[\(https://www.jica.go.jp/information/seminar/2016/20170303_02.html\)](https://www.jica.go.jp/information/seminar/2016/20170303_02.html)
- 7-2) サヘル地域会合報告書（英文）
- 7-3) サヘル地域 TOR（仮文）
- 8) 各国作成アクションプラン（2017 年 2～3 月）（英文）

(3) 貸与資料

本業務に関する以下の資料を地球環境部森林・自然環境グループ（三浦（03-5226-9534）、福島（03-5226-8752））にて貸与します。

- ・ケニア 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（CADEP）（技協、2016～2021 年）関連資料（PDM 等）
- ・セネガル 食料安全保障とレジリエンスのガバナンスにかかる能力向上プロジェクト（技協、2017 年から 5 年間（予定））関連資料

6. 機材の調達

現時点では機材の調達は予定していない。ただし、業務中に機材調達の必要性が生じた場合には、コンサルタントは JICA と協議を行い、契約を変更したうえで、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015 年 7 月版）」に基づき、機材の調達を行う。

7. 現地語通訳の傭上

必要に応じ現地での英一仏通訳の傭上を認める。

8. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

なお、最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、必要に応じて、精算書類等を契約期間中の業務の区切りのよい時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、別途協議のうえ決定する。

9. 再委託

以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することができるとしている。なお、再委託経費については下記（1）については 500 万円を、（2）については 150 万円を、（3）については 150 万円を見積に計上し(内訳不要)、契約後に具体的な再委託を行う際に内容・金額を精査し、必要に応じて契約変更を行う。

- （1）砂漠化対処に関する小規模活動支援
- （2）ウェブサイトのデザイン、維持管理
- （3）パンフレット、ロゴの作成・印刷

再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。

10. 安全配慮事項

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、各国大使館、JICA 本部において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全管理基準を遵守する。また、常時連絡が取れる体制とし、特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

11. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上